

電話加入区域拡張 安くなる架設維持費

鳥取電報電話局では、加入区域を拡張し、次の地域を普通加入区域、特別加入区域へます。

特別加入区域が

普通加入区域へ

市内の官長、的場、大

菖蒲、山ヶ鼻、徳尾の

全部落、滝山、徳吉部落

の一部

国府町の町屋（分田を

除く）、安田、中郷の全

部落

これは今まで特別加入

区域であつたのが、新た

に普通加入区域になつた

所で、この地域に電話を

新しくおつけになつたり

設置場所をお変えにな

ると、普通費用のほかに

別の費用（線路設備費）

をいただいておりまし

た。架設後は線路の長さ

に応じた附加料金をいた

だいておりました。

これらは、一般市内と同

様に通常費用しかいた

いきませんし、附加料金も

いたいかないことになり

ましたから、電話が安く

架設できることになりました。

夫婦とその子が

単位です

区域外から

特別加入区域へ

市内の浜坂新田、百谷

、野坂、大浦、宮谷、島

本、八坂、円通寺全部

國府町の法花寺、庄、

寺、美郷の全部落、三

代麻生、庄、三代

広西部落の大半

た。旧戸籍は当然

新しい民法で

認められなく

なり、それまで

「一家」を単位と

して編製し、「家

子」という原則に従

つて、三戸戸籍をさけ

親子を単位に編製する

ことは、既に皆さ

んが御承知の通りであ

ります。

この新戸籍法が昭和

23年4月に施行され、新し

い編製基準と記載順序

の用紙を使つて、新し

い編製替えしなければな

らなかつたのですが、

当時の社会情勢や経済

状態その他の事情から

全部改製することは不

可能なことあります

し、登録である

の登録である

性質を持つて、い

た。そこで「一つの夫婦

とこれと氏を同じくす

る子」という原則に従

つて、三戸戸籍をさけ

親子を単位に編製する

ことは、既に皆さ

んが御承知の通りであ

ります。

そこでその十年目を

迎えていよいよ去る4

月1日から「戸籍改製

事務」という戸籍制度

が実行されました。

そこでこの十日目を

迎えていよいよ去る4

月1日は、当社に

戸籍の改製を要するこ

とに至っています。

